

お寄せ頂きましたご意見

※ 特定の個人及び組織に関する情報に関するものを除く
掲載はご意見の本行への到着順。

.....

(ご意見)

国際協力銀行及び日本貿易保険の環境社会配慮影響新ガイドライン案
原子力関連事業に関するコメント

国際協力銀行(JBIC)/日本貿易保険(NEXI)の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合において、NGO側は原子力関連プロジェクトの固有の問題(①核拡散の防止、②安全性の確保・事故時の対応、③放射性廃棄物の適切な管理・処分)に関する要件をガイドラインに表記することを求めてきた。特に、情報公開およびステークホルダーとの協議の重要性を強調した。さらに、現行の体制の不十分さを指摘した。

JBIC/NEXIが実施する公的融資・貿易保険の付保に係る審査では、支援対象プロジェクトによる環境への影響が大きいと考えられる場合、現地踏査や関係者ヒアリングを踏まえ、住民協議や情報公開の状況も含めた総合的な確認を行っており、確認結果はJBIC/NEXIのホームページ上で公開されている。一方、原子力関連プロジェクトの固有の問題に関しては、JBIC/NEXIは審査対象に含めておらず、JBIC/NEXIの依頼を受け経済産業省が確認することとなっている。これを理由に、原子力関連案件については、JBIC/NEXIが確認する立場がないとJBIC/NEXIは主張した。

しかし、2008年10月17日に[]の依頼に応じて議員会館で行われたレクチャーで、経済産業省の審査結果の公開については、JBIC/NEXIの求めに応じて行う審査なので、その結果は経済産業省では公開していないと経済産業省、資源エネルギー庁の原子力政策課の[]は言った。これは、経済産業省が行った審査結果がJBIC/NEXIの持ち物であり、審査結果の情報公開責任がNEXI/JBICにあることを示す答えである。

原子力関連プロジェクトの輸出への支援については、原子力プロジェクトが抱える固有の問題を鑑みれば、慎重に審査すべきであり、また、その審査結果についても、日本国民への説明責任を果たすべく公開されるべきである。具体的には、経済産業省からJBIC/NEXIに宛てた審査依頼の回答と共に、「原子力発電関連資機材等の輸出に係る安全確認に関する調査票」が公開されるべきである。

更に、XXXXXXXXXXは、審査の前提となる文書の公開については、安全確認の手続きの内部用資料を求めに応じて公開したことはあると言った。JBIC/NEXI の求めに応じて行う審査なので、審査の前提となる文書の公開責任は経済産業省だけでなく、JBIC/NEXI にもある。JBIC/NEXI が借入人より受け取っている他の環境社会配慮文書が公開していると同様に、JBIC/NEXI は原子力関連案件に関するこれらの資料を公開するべきである。

プロジェクトの安全性確保、事故時の対応、放射性廃棄物の管理等については、現地の市民の立場からすれば非常に重大な事項である。しかしながら、現在、JBIC/NEXI は、プロジェクト実施主体者に対して公開を要求または義務付けていない。これらの情報について、日本が支援する原子力関連プロジェクトの場合には、実施国における公開が非常に重要であるため、これらの情報公開を義務付けるべきである。

現在、JBIC/NEXI は、案件審査を行う際、環境社会影響が大きいプロジェクトについては現地実査を実施し、また、現地における住民協議や情報公開の状況については確認を行っている。しかしながら、原子力関連プロジェクトの安全性確保、事故時の対応、放射性廃棄物の管理について経済産業省が審査する場合には、机上での確認に留まっていると理解している。経済産業省がこれらを審査する場合にも、JBIC/NEXI が審査するのと同様に現地実査を行い、またこれらに関する住民協議や情報公開の確認も実施すべきである。

コンサルテーション会合において、NGO 側は放射能の濃度のモニタリングを行うべきであると指摘した。これに対して JBIC/NEXI は、IAEA の国際的な枠組みの中で通報システムがあるということで、JBIC/NEXI としてモニタリングもしないと答えた。IAEA の通報システムには、緊急な時期の通告および原子力安全条約が求める報告があるが、各施設の環境への放射能排出および環境における放射能濃度等のデータを報告する国は少ない。これは環境社会影響配慮システムとは言えないので、JBIC/NEXI はモニタリングを行うべきである。

コンサルテーション会合で NGO 側が指摘したように以上のことが JBIC/NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドラインに反映されるべきである。

以上

(ご意見)

1. 追加設備を伴わない権益取得であっても、融資検討段階において負の環境社会影響が適切に回避／最小化されていないケースもあると理解している。その場合、融資に際してスクリーニング結果に応じた追加的な対策が行われることになる。したがって、カテゴリ C の例示として「追加設備を伴わない権益取得」を記載することは適切ではなく、これを削除するべきである。
2. 環境社会配慮確認のために入手した文書が日本語・英語以外の言語で書かれている場合、JBIC は、日本語又は英語の翻訳版を入手して確認を行うことがあると理解している。

これら日本語又は英語の翻訳版が現地で公開されていない場合、ガイドライン改訂案ではJBICによる公開の対象とならない。しかし、JBICが環境社会配慮確認のために入手した文書を日本語・英語以外の言語で公開した場合、日本国民の多くは内容を理解することが容易ではなく、透明性及びアカウンタビリティを十分に確保しているとは言い難い。したがって、環境社会配慮確認のために入手した文書の翻訳版については、現地で公開されているかどうかに関らず、JBICによって公開されるべきであると考えます。

3. 環境管理計画、住民移転計画書、先住民族計画書等の文書は、融資契約締結後に詳細設計を経て完成又は改訂される場合が少なくないと理解している。ガイドライン改訂案では、環境社会配慮確認のために借入人等から入手した文書の公開対象を融資契約締結前に限定しているが、透明性及びアカウンタビリティを十分に確保しているとは言えない。したがって、JBICは、融資契約締結後においても、環境社会配慮確認のために借入人等から入手した文書のうち、プロジェクトの実施国で公開されている文書をウェブサイトで公開するべきである。
4. JBICガイドライン第2部の各事項は「■」の段落記号が使用されている。参照等を容易にするために、各段落に番号を付けることが望ましいと考える。
5. ガイドライン改訂案では、「モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されることが望ましい」と規定されている(JBICガイドライン第2部1)。しかし、環境社会影響はモニタリング段階で初めて表面化することもあり、モニタリング結果は原則的にステークホルダーに公開されるべきである。
6. JBICガイドライン第2部2.一別表「カテゴリA案件のための環境アセスメント報告書」の「案件の記述」では、住民移転計画とともに先住民族計画を記載することが望ましいと考える。

以上

(ご意見)

環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン改訂(案)は、現行ガイドラインより、大きく次の2点で踏み込んだ内容となっております。

1. 世銀等の国際基準については、現行ガイドラインの「参照」から「適合」に変わり、またIFC基準への拡張も見られ、その意味で環境社会配慮の手続がより明確化されている。
2. 情報公開が現行ガイドラインより広がっている。

その意味で、ガイドライン改訂(案)は、各国ECAの中でも最も先進性をもつガイドラインとなった事に関しては大変評価はできますし、産業界としても改訂議論に参加してきたので、個別の項目についての特段の意見はありません。

しかしながら、改訂ガイドラインの運用面においては、国際協力銀行の重要な使命の一つが、わが国企業の国際競争力の確保である事に鑑み、改訂ガイドラインの先進性と国際競争力確保の調和は図られるべきであり、競争力を阻害しビジネスの迅速性を損なう様な運用は行われるべきではないと考えます。

国際協力銀行の融資案件はコマーシャルベースの案件が主であり、熾烈な国際競争に晒される場合が多い為、審査の長期化や過大なコスト発生等により、国際競争力への影響がでない運用が必要と考えます。

以上

(ご意見)

1. 各種ステークホルダーとの精力的な協議による作業を経て、今回ガイドライン改訂案をとりまとめた努力を評価する。
2. 4. 環境社会配慮確認手続の(3)カテゴリ別の環境レビューにおける、カテゴリA のなかに「先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合」に、「先住民族計画」を含めることを明記した点を支持する。
3. 第2部の1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮、のなかで(先住民族)の項目に挿入された新規第1項において、「影響を最小化し、損失を補償するために、実効性ある先住民族のための対策が講じられる」よう求めている点につき原則として賛成であるが、対策を講ずる意思決定手続での関係する民族集団(とその代表)の効果的な参加も併せて保障されたい。
4. 同上の項目第2項で、「十分な情報が提供された上での自由な事前の協議を通じて」合意を得るよう努力するとされている。ここでの「事前の」という要件が「協議」に係っているが、合理的な解釈として「事前」とは、先住民族に影響する開発事業への支援における、関係する民族集団(とその代表)の効果的な参加および時間的に先行する意味のある協議、を意味すること解すべきであろう。この点をガイドライン実施に係る申し合わせ事項として内規化されるよう要望する。

5. 同じく第3項の第3文で、「協議に際しては、当該先住民族が理解できる言語と様式による説明」が行われるべきとしているが、当該民族の固有な文化に適した方法及び手順を用いた「説明」による、と解すべきであろう。この手続において特に、先住民族の女性、子ども、高齢者などの特別なニーズにも配慮していただきたい。

以上

(ご意見)

以下、コンサルテーション会合における主張と重複するところもございますが、改訂案に関する4点について、また、改訂案の英語版について、意見を述べさせていただきます。よろしくご査収ください。

1. JBIC が環境社会配慮確認のため参照した翻訳版の公開について

翻訳版の公開は、JBIC がどのような情報や文書に基づき審査をし、当該事業の支援の判断を下したのか、その根拠について明らかにし透明性を高めるため、また、審査に対する外部からの情報提供を得るため、重要な規定の一つであると考えます。

今回のガイドライン改訂に関する議論の結果、「5. 本行の環境社会配慮確認にかかる情報公開」において、「環境アセスメント報告書等以外に本行が環境社会配慮確認のため借入人等から入手した文書のうち、プロジェクトの実施国で一般に公開されている文書についても、その入手状況を本行ウェブサイト上に掲載し、当該文書を本行ウェブサイト上で速やかに公開する。」という改訂案が示され、また、「環境アセスメント報告書等を含むこれらの文書の翻訳版も、借入人等から入手した場合は、この文書に該当」することが、ガイドライン FAQ(案)(9月8日時点)で示されました。

しかし、翻訳版は、通常プロジェクトの実施国での読者を想定していないため、現地において積極的に公開されているケースは稀であると考えます。従って、翻訳版の公開に関して「現地公開」を前提とすることによって、翻訳版の JBIC による公開を確保することは現実的ではありません。

以上の観点から、翻訳版の公開については、現地で「一般に公開されている」場合ではなく、「JBIC が環境レビューにおいて参照した場合」とするなど、別途改訂が必要だと考えます。

なお、第14回コンサルテーション会合(2008年9月8日)での議論を踏まえ、「実施主体側の同意を得て公開する」プロセスは必要であると理解します。議論の中では、「同意を得るプロセスに時間がかかり、事業の迅速化を妨げる」という懸念が挙げられましたが、そもそも JBIC の環境レビューの根拠となる文書について JBIC としての説明責任を果たす意義、また、翻訳版

と正本版に齟齬があった場合に外部からの情報提供を得られるという機会の重要性を鑑みれば、たとえ同意を得るプロセスに労力、時間がかかるとしても、翻訳版の公開は軽視されるべきではありません。むしろ、JBIC が参照する翻訳版と正本版に齟齬がある状態で、環境レビューが実施され、その齟齬が重大な環境社会影響に係る内容であった場合、JBIC は当該事業の支援の判断においてリスクを背負うことになります。情報公開をすることによって、翻訳版が精査され、環境レビューの質が上がることのメリットも考慮すべきであると考えます。

また、実施主体側ではなく、JBIC が独自に翻訳を行なった場合は、JBIC の環境レビューの根拠となる文書について JBIC としての説明責任を果たす意義、また、あくまでも「仮訳」として公開することを実施主体側に説明し、当該翻訳版の公開について実施主体側の同意を求めることは可能であると考えます。

2. JBIC によるモニタリング確認の結果の公開について

ガイドラインでは、「5. 本行の環境社会配慮確認にかかる情報公開」において、環境レビュー中だけではなく、「モニタリングにおいて」も「様々な意見・情報を考慮に入れるため、関係機関、ステークホルダーからの情報提供を歓迎する」と規定されていることから、融資決定後のプロジェクト実施段階においても、環境社会配慮が適切に実施されているか、予期されていなかった環境社会影響が生じていないか等、プロジェクトの進行に伴う状況を継続的に把握できるよう、モニタリングに関する情報が適切に公開されていることが重要です。

今回の改訂案では、「プロジェクト実施者によるモニタリング結果について、プロジェクトの実施国で一般に公開されている範囲内で、本行ウェブサイト上で公開する」とされていますが、この内容では、現地でプロジェクト実施者によるモニタリング結果が公開されていない場合、プロジェクト実施中の環境社会影響の状況について、何も情報が公開されないことになります。

したがって、現地でプロジェクト実施者によるモニタリング結果が公開されていない場合でも、最低限JBIC自身のモニタリング確認の結果を日本で公開することが不可欠だと考えます。その際、公開される情報の範囲が非常に限られたものであったとしても、JBIC自身のモニタリング確認について情報を公開することは、モニタリング期間中の透明性を高める観点から貴重な前進だと言えます。

また、第6回コンサルテーション会合(2008年5月19日)の場で、「事業に何か問題が起きても、JBICが働きかけることによって、事態の改善を図っていくことが重要である」旨の発言がJBICからもありましたが、そうしたことを想定されているからこそ、プロジェクト実施中の改善状況について、JBICのモニタリング結果を公開することにより、より一層、JBICとしての説明責任を果たすべきであると考えます。

3. 「追加設備投資を伴わない権益取得」をカテゴリ C の例示から削除することについて

追加設備投資を伴わず、権益のみを取得するプロジェクトであっても、既存設備でのプロジェクト実施に伴い、すでに地元社会に大きな環境社会影響が及んでいる場合、そうした影響、また、今後、その影響に対してどのような措置がとられるかについて軽視すべきではありません。

しかし、ガイドライン上、「追加設備投資を伴わない権益取得」は、「4. 環境社会配慮確認手続き」の「(2) カテゴリ分類」において、「環境への望ましくない影響が最小限かあるいは全くないと考えられるプロジェクト」、つまり、「カテゴリC」に分類される「② 通常特段の環境影響が予見されないセクター及びプロジェクト」の例示の一つとして挙げられています。コンサルテーション会合でのJBICの発言によれば、「ガイドラインの運用上は、カテゴリCとして例示されている『追加設備投資を伴わない権益取得』のプロジェクトであっても、環境レビュー時に借入人等から追加情報を求め、一律カテゴリCにしない」とのことでしたが、ガイドラインの文面上は、そのように規定されていないのが現状です。また、実際には、フィリピンの石炭火力発電所のケースで、環境社会影響が地元社会にあるにも関わらず、カテゴリCに分類されていた例もあります。

したがって、「追加設備投資を伴わない権益取得」をカテゴリ C に分類される例示から削除し、ガイドラインの運用と文言との間の整合性を持たせるのが、より適切と考えます。

4. 国際的基準等との乖離がある場合の背景・理由等の公開について

ガイドライン改訂案における「3. 環境社会配慮確認にかかる基本的考え方」では、「(4) 環境社会配慮の適切性を確認するための基準」について、「環境社会配慮のあり方がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、(中略)その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認する」とあります。現行ガイドラインでは、これらの国際基準等は一律ベンチマークとして「参照」されてきましたが、果たしてどのように参照されたのか、また、乖離がある場合の背景・理由等は何であるか、という状況については、説明の機会はなく、不透明だったのが実状です。

今回の改訂案では、一部の国際基準については、「参照」にとどまらず、「適合」を確認することとされていますが、個別プロジェクトにおいて、これまでと同様、これらの基準等をどのように「適合」あるいは「参照」したのかが明らかにされず、また、乖離がある場合の背景・理由等が説明されなければ、JBIC がガイドラインの文言をどのように実践・運用しているのか、外部からは全くわからない状態が続くことが懸念されます。また、こうした基準等の適合、参照状況について、全く説明がないことから、特に、当該プロジェクトの負の影響を懸念する現地住民やNGO などに対し、不用意な誤解や認識の相違による不信感を与える場合もあると考えます。

従って、国際的基準等との乖離がある場合に確認された背景・理由及び対応策について、環境チェックレポートの結果に記載するなどの形で公開し、明らかにされていくことが重要であると考えます。

5. 改訂案の英語版について

改訂案の原文である和文とその英訳を比較し、以下の5点についてコメントさせていただきます。

和文該当ページ	和文該当部	英訳該当部	コメント/提案
P.5.	また、適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている基準又はグッドプラクティス等をベンチマークとして参照する。	In addition, where appropriate, JBIC also uses, as reference points or benchmarks, examples of standards and/or good practices regarding environmental and social considerations established by other international financial institutions and developed countries such as Japan, or recognized internationally.	「benchmarks」だけではなく、「as reference points」を付記されている理由を教えていただければ幸いです。また、「recognized internationally」など、違和感のある表現が見られるので、以下のような英訳を提案させていただきます。 「In addition, when appropriate, standards set by other international finance institutions, other internationally recognized standards, and standards and/or good practices established by developed countries such as Japan, will be referred to as benchmarks by JBIC.」
P.7.	相手国政府等の環境許認可証明書(2箇所)	(上段)environmental permit certificates issued by the host governments or other appropriate authority (下段)environmental permit certificates issued by the host government	和文に準じ、下段も上段の表記に揃える、もしくは、下段を「environmental permit certificates issued by the host government etc.」とすることを提案させていただきます。
P.8.	補償は、可能な限り再取得価格に	Prior compensation, at full replacement cost,	現在の英訳の場合、解釈によって、「事前の補償は可能な限り行

	基づき事前に行われなければならない。	must be provided as much as possible.	なう」という読み方もできます。したがって、以下のような英訳を提案させていただきます。 「Compensation must be provided in advance, and the amount of compensation will be based to the greatest degree possible upon full replacement costs.」
P.11.	生態系及び生物相	ecosystem	「ecosystem and biota」とし、後段の新しい項目立て(P.12.「生態系及び生物相」と整合性を持たせることを提案させていただきます。
P.13.	住民移転計画には、世界銀行のセーフガードポリシーの OP4.12 Annex A に規定される内容が含まれることが望ましい。	It is desirable that the resettlement plan include elements laid out in the World Bank Safeguard Policy, OP2.12, Annex A.	和文に準じ、「OP4.12」と修正することを提案させていただきます。

以上

(ご意見)

該当箇所:4. 環境社会配慮確認手続き (2)カテゴリ分類 カテゴリC ②

意見:「追加設備投資を伴わない権益取得」を原則としてカテゴリCに分類されるプロジェクトの例示から削除すべきだと考える。

理由:ビルマ(ミャンマー)のイェタゲン・ガス田プロジェクトへの権益積み増しをJBICはカテゴリCに分類して融資したと理解している。同プロジェクトは開発段階で深刻な人権侵害が問題となり、米・英の出資企業が撤退した経緯がある。JBICの融資はそうした問題を抱えたプロジェクトの権益積み増しに対して行われたものであるが、追加設備投資を伴わない権益取得とはいえ、開発段階での環境・社会面での悪影響の大きさや、その後の対策が十分とられているかなど環境社会配慮確認は必要であると考え。また、コンサルテーション会合でも、JBIC/NEXIは本項目について、「環境負荷があれば、追加設備投資を伴わない権益取得という外形的なところをもって通しているつもりは全くない。むしろ、この外形的な判断によることなく、さらな目で、本当にCなのかということを真摯に。気持ちだけではなくて、先ほど申したような実

情をとらえる中で明確にとらえている」と回答している(第8回会合)。したがって、「追加設備投資を伴わない権益取得」を原則としてカテゴリCに分類するプロジェクトの例示として挙げることは、ビルマ(ミャンマー)の事例や JBIC/NEXI の審査の実態から考えて適切ではない。

該当箇所:5. 本行の環境社会配慮確認にかかる情報公開 (2) 情報公開の時期と内容

意見:「本行が実施したモニタリング調査結果を本行ウェブサイト上で公開する」を追加すべきだと考える。

理由:4. (4) モニタリングで「必要に応じ、本行が自ら調査を実施することがある」としている。この調査結果は該当箇所にある「プロジェクト実施者によるモニタリング結果」に当たらない。原案では、JBIC によるモニタリング調査の結果が全く公開の対象にならない。JBIC 自身が実施したモニタリング結果は公開すべきである。

以上

(ご意見)

「環境社会配慮確認のための 国際協力銀行ガイドライン」改訂ドラフトに関する意見

1. 原子力関連案件について

コンサルテーション会合においては、原子力関連プロジェクトの安全性・事故時の対応や放射性廃棄物管理(以下安全性等)に関する確認に関しては、経済産業省がその確認を行い、JBIC としては確認を行う立場にないというご説明を頂きました。また、確認結果についても、経済産業省がその責任を負うため、公開する立場にはないとのことでした¹。一方、その後、経済産業省等から下記のような情報を得ることができました。

1… このご説明に対しては、2008年7月11日付で NGO グループとして「国際協力銀行及び日本貿易保険の原子力関連事業審査に関する見解および環境ガイドライン改定に関する提案」を提出しています。当該提案のIに記載した当方見解は変わっておらず、引き続き検討を行うとともに、環境ガイドラインへの明記またはその運用への反映をお願いする次第です。

- a) 原子力関連案件の安全性等の確認は JBIC/NEXI の依頼によって実施するものである。
- b) a)の理由により、経済産業省としては安全性等の確認結果を公開していない。
- c) 経済産業省としては安全性の確認に当たって現地調査は行っていない。あくまで国際条約に関する資料や企業から提示された資料にもとづく確認である。
- d) 現地における情報公開に関する状況は、経済産業省による確認の範囲外。

これらの情報に基づき、新たに下記の意見を提出します。現在改訂を進めている環境ガイドラインに反映する、もしくは新たに原子力に関する環境確認指針を策定するなどの措置を

ご検討下さい。

- ①JBIC は環境社会配慮確認の一環として原子力関連案件の安全性等に関する確認を行うべきである。

理由)原子力の安全性等確認は事業ごとに現地の状況を踏まえて行うべきものであることに鑑みれば、現在の経済産業省の机上審査のみでは不十分であると考えられる。他セクター同様の審査内容を確保すべきである。

- ②JBIC は原子力関連案件の安全性等の確認結果を、根拠となる関連文書とともに公開すべきである。

理由)環境社会配慮確認結果の一環として、原子力関連案件の安全性等の確認結果は、他セクターと同様に、公開されるべきである。経済産業省が a)のような理由で公開をしないとなれば、情報公開の主体は JBIC であるべき。また、確認の根拠となる諸文書も公開すべきである。

- ③JBIC は原子力関連案件について、安全性等に関する情報が事業実施国において住民協議や情報公開の対象となっていることを確認すべきである。

理由)他の環境社会関連の情報と同様に、原子力関連案件に関して、安全性等に関する情報は、近隣住民などのステークホルダーに十分説明され、協議されているべきである。経済産業省の確認範囲にはこのような状況は含まれていないため、現在のところこの確認は誰も行っていない状況である。よって、JBIC として案件の環境社会配慮確認の一環として、かかる確認を行うべきである。

2. 追加設備投資を伴わない権益取得案件について

追加設備投資を伴わない権益取得をカテゴリ C の例示から外すべきである。

理由)追加設備投資を伴わない権益取得案件であっても、プロジェクト自体に深刻な環境社会影響を伴う場合があるため、プロジェクトが有する環境社会影響の程度に応じたカテゴリ分類を行うべきである。

3. 契約締結後の情報公開(環境チェックレポートの公開)の内容について

以下、2008 年 8 月 6 日付け文書の繰り返しですが、再度提案します。

- ①借入人と合意された主たる環境社会配慮上の対策について、環境チェックレポートに記載すべきである。

理由)「合意された環境社会配慮上の対策」は、重大で望ましくない影響が想定される影響項目の判断を示す根拠として必要な情報であり、これらの環境社会配慮上の情報が、機密保持の対象となる商業上の秘密とは性格を異にすると考える。

②環境チェックレポートに含める項目に、下記を加えるべきである。

- ・ 事業の概要(事業の規模や特性、必要とされる施設、燃料・原料など)
- ・ 影響を及ぼしやすい特性、影響を受けやすい地域などに付随する影響および当該影響に関連する環境社会配慮上の確認根拠
- ・ セクター特有の影響および当該影響に関連する環境社会配慮上の確認根拠
- ・ 適用される国際基準・国内基準
- ・ 環境社会配慮上、重要な文書の策定状況
- ・ ステークホルダー協議の実施状況
- ・ 環境社会配慮に関する文書の公開の状況

理由) 現在公開されている環境チェックレポートは、当該事業を環境ガイドラインに照らして JBIC が妥当であると判断した根拠を十分示しているとは言えない。上記の項目は基本的な事項として最低限必要であると考えられる。

以上

(ご意見)

環境社会配慮ガイドライン改訂案に関しまして、以下意見を述べさせていただきます。

事業実施者によるモニタリング結果の公開及び同結果の貴行による公開について

ガイドライン改訂案でのモニタリングに関係する部分での改訂点は、大きく二点あると認識しております。一点目は、「プロジェクト実施者によるモニタリング結果について、プロジェクトの実施国で一般に公開されている範囲内で、本行ウェブサイト上で公開する」こと、そして二点目は運用の改善点として、融資締結後に公開する環境チェックレポートにおいて、「主たるモニタリング項目についても、何故かかる項目についてモニタリングを要するかについての根拠を極力記載する」ことです。

私はこの度の改訂案を再度拝見し、個別プロジェクトのモニタリング結果の公表について、上記のような限定的な改訂は見られるものの、事業実施者によるモニタリング結果の現地公開については現状維持にとどまり(「現地で公開されていることが望ましい」とされている)、大きな改善が見られなかったことをあらためて非常に残念に思う次第です。

8月4日付けの「ガイドライン改訂の方向性 11. 融資締結後の情報公開」に関する部分で、貴行は「主たるモニタリング項目についても、何故かかる項目についてモニタリングを要するかについての根拠を極力記載」との運用の改善の方向性を明確にされました。

このことはプロジェクト実施中の環境社会配慮もまた重要であり、それについて外部のステークホルダーにも明確に示すべきとの貴行のお考えが現れているものと考えます。

さらに、昨今のIFCなどが行った環境社会配慮政策の改訂においても、融資決定前のプロジェクトの審査段階のみならずモニタリングを含むプロジェクトサイクル全体を通じての環境社会配慮が強化されつつあるのが大きな流れであると認識しております。

この論点につきましては、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン改訂に向けNGO提言書(提案12)」にもその必要性が示され、コンサルテーション会合では貴行、日本貿易保険及び産業界の方々から困難であるとのご意見を伺いましたが、上記のような現状をかんがみますと、やはり今回の改訂案において、事業者のモニタリング結果の公開の強化・促進に向けて、ぜひともモニタリング結果の現地での公開を義務づけ、さらに融資するお立場の貴行におかれましてもそれらの結果を全面的に公開なさる方向性で再度ご検討いただきたく思いました。

以上